受験対象の事例

J.S.A.ソムリエ・エクセレンス

受験資格

基準日は2024年10月7日となります。

- ・ 国籍は不問(海外に居住する場合も、日本国内に書類送付先があることが条件となります。)
- J.S.A.ソムリエおよびJ.S.A.ワインアドバイザー資格認定者
- ・ ソムリエおよびワインアドバイザー資格認定後3年目以降の方(1985~2021年認定)
- ・ ソムリエ・エクセレンス呼称を保有していない方(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます。)
- ※2013年~2023年にシニアソムリエ、シニアワインアドバイザー、ソムリエ・エクセレンス呼称に合格された方は受験不可(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます)。

※2012年以前にシニアソムリエ、シニアワインアドバイザーに合格された方は受験可。

 $\underline{V\Delta J \pm 0}$ 職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上を $V\Delta J \pm 0$ であり、全収入の60%以上を $V\Delta J \pm 0$ であり、全収入の60%以上を $V\Delta J \pm 0$ であり、全収入の60%以上を $V\Delta J \pm 0$ であり、

〈ソムリエの職務〉◆酒類・飲料を提供する飲食サービス

- ◆酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造
- ◆酒類・飲料に携わる教育機関講師*1
- ◆酒類・飲料に関するコンサルタント*1

上述の条件を全て満たしており、上記いずれかのソムリエの職務を「<u>就労時間月90時間以上の勤務で通算10年以上</u>」経験し、<u>基準日(2024</u> 年10月7日時点)においても同条件で従事している方

《注意事項》

- ◎ ソムリエ受験時の経歴が基本となります。未申請分の過去の従事を新た に経験年数として加算することはできません(当時の経歴申請が正しくさ れなかったと判断されます)。
- ◎飲食サービス業の内容は、料理を提供する場において、酒類・飲料をサービスするものまたは調理従事者を指します。サービスを伴わない料理のみ製造・調理する場合は該当しません。
- ◎ 酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造、教育機関講師の内容は、酒類・飲料の取り扱いを主とした職務に携わる者を指します。
- ◎ 基準日において産休・育休中の場合、ソムリエ・エクセレンスの受験資格はございません。
- ◎「職務経歴書」には全てのソムリエ職種の経歴(ソムリエ受験時の経歴含む)を記入し提出いただきます。添付書類の提出が必要な方は、ソムリエまたはワインアドバイザー認定後の経歴について提出いただきます。
- ◎過去の経歴も含め正社員以外の従事を経験年数に加算する場合は、就 労時間月90時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(主 たる収入であること)が条件となります(無給は不可)。その場合、給与明細 (1カ月分、コピー可)または従事証明書、必要に応じて青色申告決算 書のコピー(専従者給与の内訳)または白色収支内訳書のコピー、確定 申告書のコピー、源泉徴収票(コピー可)、所得課税証明書(コピー可) などをご提出いただきます(いずれも、収受日付印またはe-Tax受信通知 必須)。無給での従事は証明ができないため、従事年数として含めること ができませい。
- ◎過去の経歴も含め雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない、または職務内容や職種が「その他ソムリエ職種」の場合、

従事証明書をご提出いただきます。

- ◎過去の経歴も含め事業主の方が受験される場合は、以下の書類いずれかを提出していただきます。
 - ●営業許可証のコピー ●酒類販売免許のコピーまた、必要に応じて履歴事項全部証明書(3カ月以

また、必要に応じて履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)や確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピーなどをご提出いただきます(教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者は次項(*1)をご参照ください)。

◎(*1)過去の経歴も含め<u>酒類・飲料に携わる</u>専門学校や料理教室などの 教育機関における講師または<u>酒類・飲料に関する</u>コンサルティング業務 従事者が受験される場合は、以下の書類をご提出いただきます。準備時 間を含め就労時間月90時間以上の従事が必要です。

①従事証明書 ②月間スケジュール表・月間シフト表(勤務時間数の記載があるもの) ③業務内容の分かる会社概要・パンフレット ④前年の確定申告書のコピー(収受日付印またはe-Tax受信通知必須)または該当勤務先で発行された前年の源泉徴収票(コピー可)代表者・主宰者は①~④に加え、印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)の提出が必要です。

- ※雇用形態に関わらず職務内容、勤務時間数、主たる収入の確認のため、 過去の経歴も含め必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。
- ※出願時には書類提出の必要はありません。テイスティング・実技試験を受験される場合、指定期日内(P6参照)にご提出いただきます。

J.S.A.ソムリエ呼称資格の定義

ソムリエとは飲食、酒類・飲料の仕入れ、管理、輸出入、流通、販売、教育機関、酒類製造のいずれかの分類に属し、酒類、飲料、食全般の専門的知識・テイスティング能力を有するプロフェッショナルを言う。

ソムリエの役割は、飲食店もしくは酒類・飲料を販売する施設におけるそれらの提供、ならびに商品の適切な紹介とサービスを中心に、啓蒙・普及・研究・教育を目的とした専門的なアドバイスや清潔で衛生的な食事環境の維持など広範に及ぶ。

ソムリエの資格はここで言う定義・役割・求められる能力に適うと認められた者に対して、然るべき機関(我が国においてはJ.S.A.)により認定される。 ※通称として既に様々な「○○○ソムリエ」として使用されているが、職業分類において正式な呼称ではない。

職種コード	ソムリエ・ エクセレンス	[ホテル・旅館]11. レストラン、宴会サービス 60. 調理 64. 代表者、事業主[レストラン]12. サービス(フランス料理) 13. サービス(イタリア料理) 14. サービス(日本料理) 15. サービス(中国料理) 16. サービス(その他) 62. 調理 65. 代表者、事業主[バー]17. サービス、調理 66. 代表者、事業主[航空会社]18. 客室乗務員 63. その他(客室乗務員以外の飲料サービス職務)[ワインショップ]19. 飲食スペースでのサービス[飲料]51. 飲料製造 52. 輸出入 53. 流通・卸 54. 販売 59. 管理・仕入れ 70. 代表者、事業主[飲料]たが、大き、本学主[飲料に携わる教育・料理教室講師・コンサルタント] 55. コンサルタント 56. 講師 57. 主宰者 58. フードコーディネーター[上記に該当しないソムリエ職種]69. その他ソムリエ職種
	ワインエキスパート・ エクセレンス	その他[ソムリエ職種以外] 82. 会社員・公務員 83. 自営業 84. 派遣、パート・アルバイト 85. 学生 86. 無職